



Libre Garden Hotel
NAHA OMOROMACHI OKINAWA 2005

宿泊約款

[本約款の運用]

第1条

1当ホテルの締結する宿泊約款およびこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。

2当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じることができます。

[宿泊受入れの拒絶]

第2条

1当ホテルは次の場合には、宿泊の受入れをお断りすることができます。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないものであるとき。
- (2) 満室及び満員により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により、宿泊させることが出来ないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、泥酔者で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められた時、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

[氏名等の明告]

第3条

1当ホテルは、宿泊日に先立つ宿泊の申し込み（以下「宿泊予約の申し込み」という。）をお引き受けした場合には、期間を定めてその宿泊予約の申込者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の住所、氏名、性別、国籍、および職業。
- (2) その他、当ホテルが必要と認めた事項。

[予約金]

第4条

1当ホテルは、宿泊予約の申し込みを引き受けた場合には期限を定めて、宿泊期間（宿泊期間が7日を越える場合は7日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることができる。

2前項の予約金は、第5条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

[予約の解除]

第5条

1当ホテルは、宿泊の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したときは、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

違約金申し受け規定条

1(1)一般客

- イ 宿泊日の7日前から2日前に解除した場合、宿泊者1室につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%
- ロ 宿泊日前日に解除した場合、宿泊者1室につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の50%
- ハ 宿泊日当日に解除した場合、宿泊者1室につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の100%

(2)団体客(10室以上)

- イ 宿泊日の30日前から宿泊日の2日前までに解除した場合、宿泊者1室につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%
- ロ 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1室につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の50%
- ハ 宿泊日の当日に解除した場合、宿泊者1室につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の100%

2当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで、宿泊当日の午後9時(あらかじめ予約到着時刻の明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります。

3前項の規定により、解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等、公共の運送機関の不着または遅延、その他宿泊者の責にかえさない理由によるものであることが証明されたときは、第一項の違約金は頂きません。

4宿泊者が同客室に任意に第三者を入室させた場合、違約金として1泊分の宿泊料金(全額)を申し受けます。

第6条

1当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することが出来ます。

- (1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
- (2) 第3条第1号の事の明告を求めた場合において、期間までにそれらの事項が明告されないとき。
- (3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期間までにその支払いがないとき。

2当ホテルは、前項の規定により、宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに收受した予約金があれば返還します。

[宿泊の登録]

第7条

1宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項をホテルに登録して下さい。

- (1) 第3条第1号の事項
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地および上陸年月日
- (3) 出発日および時刻
- (4) その他、当ホテルが必要と認めた事項

[チェックアウトタイム]

第8条

1当ホテル客室のチェックアウトタイムは午前11時でございます。

2当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に应ずる場合があります。

この場合には、次に掲げるとおりの追加料金を申し受けます。
(尚 延長時刻は、午後1時までとさせて頂いております。)

延長料金

午前11時～午後1時まで	1時間につき公示室料金の10%
午後3時以降	1泊分の室料金100%

[料金の支払い]

第9条

1宿泊料金は前払いにてお願い致します。

(尚 ご延泊の場合は、追加日程分がこれに該当致します。)

2料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手若しくはクーポン券により宿泊者がチェックインの時に当ホテルのフロントにおいてお支払いいただきます。

但し、個人小切手は取り扱っておりません。

3宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

第10条

1宿泊者は、当ホテル内において当ホテルがさだめた当ホテル内に掲示した利用規則に従って頂きます。

[宿泊継続の拒絶]

第11条

1当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第7号までに該当することになったとき
- (2) 前条の利用規約に従わなかったとき

[宿泊の責任]

第12条

1当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行った時又は客室に入った時のうち、いずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

2当ホテルの責にかえすべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったときは天災、その他の理由による困難な場合を除き、その宿泊者に同一または類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。

この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金は頂きません。